十二	法第百九十三条第三項第四号に掲げる登記	企業価値担保権の実行手続開始の申立ての取下げがあったことを証する情報
十三	法第百九十三条第三項第五号に掲げる登記	企業価値担保権の実行手続終結の決定の裁判書の謄本

事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐

政令第二百四十四号

事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十八条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第三十条）
第二章　経過措置（第三十一条）
附則

第一章　関係政令の整備

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項に次の一号を加える。

五十二　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百五十六条に規定する罪

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第二条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（国税徴収法施行令の一部改正）

第三条　国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項中「実行手続」の下に「、企業価値担保権の実行手続」を加える。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第四条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の前の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第七十条の三第五項の規定により事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する新設分割組合」と読み替えるものとする。

第五十二条に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項の規定による指定

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第五条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号ハ中「又は企業担保権」を「、企業担保権の実行又は企業価値担保権」に改める。

第十九条の九に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

第四十二条第二項第二十号中「依頼」を「意見の求め及び依頼」に改める。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第六条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の八に次の一号を加える。

十七　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第七条　国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十号中「又は企業担保権」を「、企業担保権の実行又は企業価値担保権」に改める。

（森林組合法施行令の一部改正）

第八条　森林組合法施行令（昭和五十三年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第八十八条の五第一項の規定により事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割組合等」と読み替えるものとする。

第十六条の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第百八条の七の規定により事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の四第一項に規定する吸収分割連合会」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割連合会及び同項に規定する吸収分割承継連合会」と読み替えるものとする。

第十八条の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第百八条の十五の規定により事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割組合等」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する新設分割組合等及び同法第百八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会」と読み替えるものとする。

（外国為替令の一部改正）

第九条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一項第二号中「もの及び」を「もの、」に改め、「第二条第一項に規定する信託契約」の下に「及び事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第三項に規定する企業価値担保権信託契約」を加える。